

職場における熱中症防止ガイドライン 改正の重要ポイント

令和8年3月18日、厚生労働省は、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました

今回の改正では、これまでの対策をより具体化するとともに、「一人親方などの個人事業者への適用拡大」「デジタル技術(ウェアラブルデバイス)の活用」「緊急時の具体的な報告体制の整備」が大きな柱となっています。

職場における熱中症防止ガイドライン 改正の重要ポイント

1. 対象範囲の拡大(多様な働き方への対応)

個人事業者等への配慮：労働者だけでなく、一人親方などの個人事業者や、仕事を依頼する「注文者」も本ガイドラインの参考に含めるべきであることが明記されました。

スポットワークへの対応：短期間の就労(スポットワーク)であっても、教育や手順の周知対象であることを明確にしています。

2. 「熱中症を生ずるおそれのある作業」の定義と義務

具体的な基準：WBGT値28度以上、または気温31度以上の場所で、継続して1時間以上(または1日4時間超)行う作業を「熱中症を生ずるおそれのある作業」と定義しました。

報告体制と手順の周知：上記の作業を行う場合、異常を発見した際の「報告体制の整備」や、作業離脱・身体冷却といった「緊急時の手順」をあらかじめ定め、周知することが事業者の義務として強調されています。

3. 管理体制の新設

熱中症予防管理者の選任：衛生管理者等が不在、あるいは現場での管理を別の人に行わせる場合、必要な教育を受けた者の

〔(厚生労働省)「職場における熱中症防止対策に係る検討会」の報告書等を公表します〕より https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html

熱中症防止対策の重点チェックシート(NSRで作成)

カテゴリ	チェック項目	確認	ガイドラインに基づく留意点
1. 事前の準備	衛生管理者・熱中症予防管理者の選任		教育研修を受けた知識のある者を選任し責任体制を確立する
	WBGT指数計の点検と実測		JIS規格適合機を使用。炉の近くや風通しの悪い場所は必ず実測する
	緊急時手順の周知と掲示		報告ルート、身体冷却法、搬送手順を休憩室等に掲示し周知する
	暑熱順化プログラムの策定		7日以上かけ負荷を段階的に増やす。短期労働者は未順化者として扱う
2. 作業開始前	個人の健康状態確認(声掛け)		睡眠不足、朝食未摂取、飲酒、感冒・下痢の有無を対面で確認する
	高リスク者の把握と配置考慮		高齢者、糖尿病・高血圧等の持病がある者は産業医等の意見を聴く
	着衣補正を加えたWBGT評価		二重着用なら+3℃、不透湿つなぎなら+10℃など正しく補正する
	作業中止・休憩時間の決定		基準値超過時は、作業時間の短縮や中止、頻繁な休憩を計画する
3. 作業中管理	定期的な水分・塩分摂取の徹底		20~30分ごとにカップ1~2杯を摂取。持病がある者の塩分制限に留意
	頻繁な巡視とバディ制		互いの異変(返事、顔色)を確認。単独作業は可能な限り避ける
	デジタル技術と目視の併用		ウェアラブル端末は補助とし、巡視による声掛けを基本とする
4. 環境・備品	休憩場所の環境整備		冷房・除湿を備え、足を伸ばして横になれる広さを確保する
	冷却物品と経口補水液の備蓄		氷、ミスト、アイススラリー等を常備。糖分・塩分量がわかるものが望ましい
	服装による深部体温上昇の抑制		ファン付き服、通気性の良い帽子等を積極的に採用する
5. 異常時対応	ためらわない離脱と急速冷却		兆候があれば即中断。水をかけ、扇風機や水等で全身を急速に冷やす
	救急搬送まで一人にしない		容態の急変に備え、搬送・医師の診断まで必ず誰かが見守る
	専門機関への相談(#7119等)		判断に迷う場合は放置せず、専門家の指示を仰ぎ迅速に搬送する
	回復後の再発・急変への警戒		一旦回復しても体調が急変する可能性があるため、連絡体制を維持する